

加西市一般会計補正予算の主な事業

事業内容	補正予算原案 ①	修正予算 ②
市役所来庁者用駐車場の拡幅事業	6,700万円	削除
国の決定により追加給付する生活保護費	2,300万円	2,300万円
北条町宮前区の祭り屋台の装飾補助	250万円	250万円
寄付金活用事業	災害対策備品購入	50万円
	特別支援学校備品購入	50万円
	スマート農業取組支援	1,000万円

補正予算の審議経過

市議会定例会(6月22日)

加西市一般会計補正予算原案(第1号) ①

①から駐車場整備費用6,700万円削除した修正予算②が可決

市議会臨時会(6月26日)

市長が再議

出席議員の3分の2の賛成がなく②を否決

①が再度採決されるも否決

市議会臨時会(7月2日)

①には義務的経費の生活保護費が含まれるため再度再議するも否決

同日、市長が専決処分し①が成立

市議会への再議、予算の専決処分

市議会において否決された、令和8年度加西市一般会計補正予算(第1号)について、市長が専決処分をするに至った経緯をお知らせします。

修正予算が可決【6月22日】

市議会6月定例会には、総額約1億円の補正予算原案(以下、原案①)を提案しましたが、来庁者用駐車場の拡幅整備費用6700万円を削除する修正予算②が可決されました。

再議書を提出【6月23日】

市長は「庁舎北側に建設中の第2

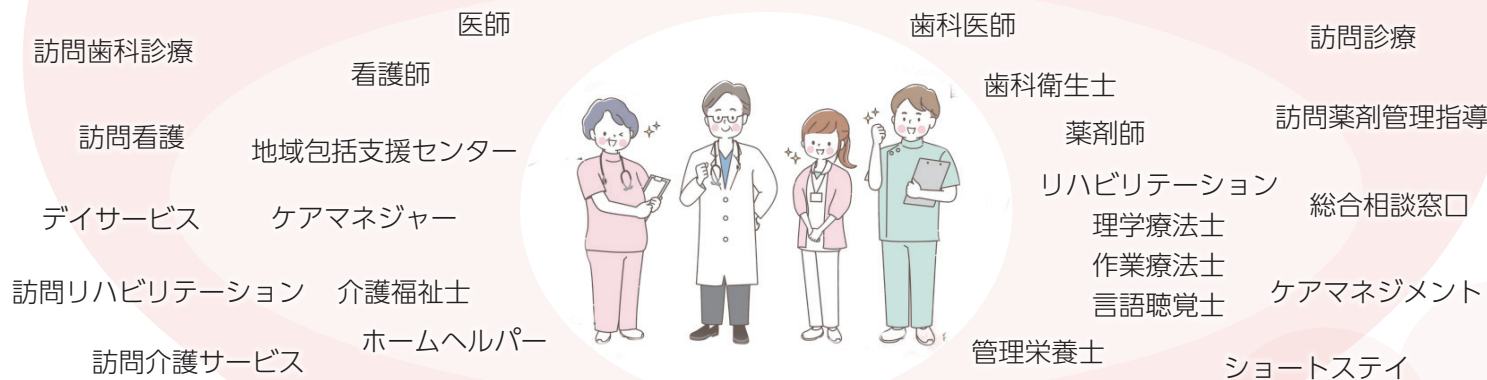
付属棟が完成すれば、来庁される市民や職員の車が増え、現在の駐車場では明らかに駐車スペースが不足することから、修正予算②を見直してもらいたい」と、地方自治法第176条第1項に基づき議会に再議書(審議のやり直し)を提出し、臨時議会を招集しました。

「自分らしく過ごす」をサポート

人生の最終段階をどのように過ごしたいかは人それぞれです。

病気になっても、できる限り住み慣れた場所で、自分らしい生活続けるために、在宅医療という選択があります。

在宅で病気を治療しながら安心して療養生活を送る在宅医療ができるよう、医師を中心に訪問看護師・ケアマネジャー・リハビリテーションスタッフなど、在宅医療に関連する医療と介護の全ての職種が連携し、患者さんと家族をサポートします。



在宅生活を支える専門家たちがいます

「人生会議」を一緒に考えてみませんか

パンフレットの配布

人生会議(ACP)のパンフレットを配布しています。記録用紙も添付していますので、ぜひご活用ください。

配布場所

- ・長寿介護課(市役所2階)
- ・地域包括支援センター(健康福祉会館)



パンフレット



記録用紙

ご相談ください

人生会議について、わからないことや不安なことがあれば、いつでもご相談ください。

問合先

- ・長寿介護課 ☎ 8728
- ・地域包括支援センター ☎ 7522



加西市 HP

はじめてのデジタル生前整理

スマートフォンやネットサービスの情報整理は、できていますか。デジタルトラブルを防ぐ方法や、生前整理のコツを学びながら、家族の安心を守る準備を始めましょう。

これからをより良く暮らすための生前整理についてお伝えします。

日時 8月27日(木) 14時～15時30分
場所 アスティアかさい3階 集会室
内容 デジタル生前整理
講師 後藤恵子さん(一般社団法人生前整理普及協会)
定員 30名 ※事前予約制(受講料無料)
予約 電話または右記QRコード
問合先 まちづくり課 ☎ 8706



申込はこちら

映画「ソーズク」上映会

平凡な家庭の遺産相続が、ちょっとしたボタンの掛け違いから「争族」になっていくヒューマンコメディ。ぜひ、終活や相続を考えるきっかけにしてください。

日時 8月29日(土) 10時、14時(約2時間上映)
場所 アスティアかさい3階 多目的ホール
定員 各回94名 ※予約優先(自由席)
予約 電話または下記QRコード
問合先 めーぷる北はりま店 ☎ 8010



申込はこちら



映画の詳細



臨時議会(再議)【6月26日】
 通常、議案は出席議員の過半数の賛成で可決されますが、今回の再議は同法第176条第3項により、出席議員15人の3分の2(10人)以上の賛成が必要でした。採決の結果、賛成は8人にとどまり、修正予算②は否決されました。
 続いて、修正前の原案①の採決が行われましたが、賛成・反対が同数となり、議長裁決によって原案①そのものも否決されました。

再議書を提出(2回目)【6月29日】

否決された原案①には、国の決定により過去にさかのぼって支給する義務的経費(生活保護費)が含まれるため、同法第177条第1項「法令により負担する経費を削減する議決をしたときは、市長は再議に付さなければならぬ」とする義務規定に基づき、再び再議書を提出して臨時議会を招集しました。

臨時議会(再議)【7月2日】

2回目となる再議では、原案①の採決が行われましたが、結果は賛否同数となり、議長裁決により再び否決されました。

採決後、議長は「同法第177条第2項により、議会の議決が義務的経費を削除したときは、市長はその経費を予算に計上して支出できる」と言及されました。

補正予算を専決処分(7月2日)

市長は次の考えから原案①を専決処分し、補正予算を成立させ事業を進めていきます。

一、再議制度の理解が全くなされていないこと。

二、これ以上予算執行を遅らせるわけにはいかないこと。生活保護費を受け取れない方が生じる恐れのあること。すでに関係団体から補助採択を得ている自治会、また「被災者や子供たちの支援に活用してもらいたい」と市に寄付してくださった市内企業などの思いに応えるとともに、今後の国・県との良好な関係維持のためにも、一日も早く事業に着手しなければならぬこと。

三、議長が言及した原案執行権は市長の判断で「できる規定」であり、議会が言うことではなく議決放棄と受け止められ、同法第179条第1項の「議決すべき事件を議決しないとき」と見なしたことで。

問合先 総務課 ☎ 8702